

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年8月6日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
厚生年金保険関係	4件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000154 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100035 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 16 年 8 月の標準賞与額を 22 万 3,000 円に、同年 12 月の標準賞与額を 21 万 8,000 円に、平成 17 年 12 月及び平成 18 年 8 月の標準賞与額を 21 万 2,000 円に、平成 19 年 8 月の標準賞与額を 20 万 7,000 円に、平成 20 年 12 月の標準賞与額を 19 万 8,000 円に、平成 22 年 12 月の標準賞与額を 18 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 8 月、同年 12 月、平成 17 年 12 月、平成 18 年 8 月、平成 19 年 8 月、平成 20 年 12 月及び平成 22 年 12 月の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 8 月、同年 12 月、平成 17 年 12 月、平成 18 年 8 月、平成 19 年 8 月、平成 20 年 12 月及び平成 22 年 12 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 16 年 8 月の標準賞与額を 22 万 3,000 円から 22 万 6,000 円に、同年 12 月の標準賞与額を 21 万 8,000 円から 22 万 6,000 円に、平成 17 年 12 月の標準賞与額を 21 万 2,000 円から 22 万 9,000 円に、平成 18 年 8 月の標準賞与額を 21 万 2,000 円から 23 万 2,000 円に、平成 19 年 8 月の標準賞与額を 20 万 7,000 円から 23 万 2,000 円に、平成 20 年 12 月の標準賞与額を 19 万 8,000 円から 23 万 2,000 円に、平成 22 年 12 月の標準賞与額を 18 万 9,000 円から 23 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 8 月、同年 12 月、平成 17 年 12 月、平成 18 年 8 月、平成 19 年 8 月、平成 20 年 12 月及び平成 22 年 12 月の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 8 月
② 平成 16 年 12 月
③ 平成 17 年 12 月
④ 平成 18 年 8 月
⑤ 平成 19 年 8 月
⑥ 平成 20 年 12 月
⑦ 平成 22 年 12 月

ねんきん定期便を確認した際、賞与の記録がないことに気が付いた。毎年夏と冬に賞与をもらっていたし、保険料も引かれていましたので年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求者が提出した請求者の請求期間⑦に係る給料支払明細書及びA社が提出した請求者の請求期間①から⑦までの賞与に係る賃金台帳により、請求者は、同社から、平成16年8月5日及び同年12月10日に22万6,000円、平成17年12月10日に22万9,000円、平成18年8月5日、平成19年8月5日及び平成20年12月10日に23万2,000円、平成22年12月10日に23万5,000円の賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認でき、それぞれの厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、平成16年8月は22万3,000円、同年12月は21万8,000円、平成17年12月及び平成18年8月は21万2,000円、平成19年8月は20万7,000円、平成20年12月は19万8,000円、平成22年12月は18万9,000円である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成16年8月の標準賞与額については22万3,000円、同年12月の標準賞与額については21万8,000円、平成17年12月及び平成18年8月の標準賞与額については21万2,000円、平成19年8月の標準賞与額については20万7,000円、平成20年12月の標準賞与額については19万8,000円、平成22年12月の標準賞与額については18万9,000円に訂正することが必要である。

平成16年8月、同年12月、平成17年12月、平成18年8月、平成19年8月、平成20年12月及び平成22年12月の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年8月、同年12月、平成17年12月、平成18年8月、平成19年8月、平成20年12月及び平成22年12月について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答及び陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与支払額に係る届出を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

2 請求者が提出した請求者の請求期間⑦に係る給料支払明細書及びA社が提出した請求者の請求期間①から⑦までの賞与に係る賃金台帳により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を上回っていることから、当該訂正後の標準賞与額から平成16年8月及び同年12月の標準賞与額を22万6,000円に、平成17年12月の標準賞与額を22万9,000円に、平成18年8月、平成19年8月及び平成20年12月の標準賞与額を23万2,000円に、平成22年12月の標準賞与額を23万5,000円に訂正することが必要である。

なお、平成16年8月、同年12月、平成17年12月、平成18年8月、平成19年8月、平成20年12月及び平成22年12月の標準賞与額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000298 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100036 号

第 1 結論

1 請求者の A 社における平成 4 年 4 月から平成 6 年 10 月まで、平成 7 年 7 月から平成 8 年 9 月まで、平成 10 年 3 月及び同年 4 月、同年 6 月から同年 9 月まで、平成 11 年 1 月、同年 3 月、同年 9 月から平成 12 年 3 月まで及び同年 9 月 (次の表の第一欄に掲げる期間。以下「当該期間①」という。)の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間①の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

当該期間①の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る当該期間①の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第一欄 (当該期間①)	第二欄	第三欄
平成 4 年 4 月	18 万円	22 万円
平成 4 年 5 月から同年 7 月まで	18 万円	20 万円
平成 4 年 8 月	18 万円	22 万円
平成 4 年 9 月	18 万円	20 万円
平成 4 年 10 月	19 万円	20 万円
平成 4 年 11 月	19 万円	22 万円
平成 4 年 12 月及び平成 5 年 1 月	19 万円	20 万円
平成 5 年 2 月	19 万円	24 万円
平成 5 年 3 月から同年 6 月まで	19 万円	20 万円
平成 5 年 7 月から同年 9 月まで	19 万円	22 万円
平成 5 年 10 月	20 万円	22 万円
平成 5 年 11 月及び同年 12 月	20 万円	24 万円
平成 6 年 1 月から同年 9 月まで	20 万円	22 万円
平成 6 年 10 月、平成 7 年 7 月から平成 8 年 9 月まで	22 万円	24 万円
平成 10 年 3 月及び同年 4 月、同年 6 月から同年 9 月まで	24 万円	26 万円
平成 11 年 1 月、同年 3 月、同年 9 月から平成 12 年 3 月まで、同年 9 月	26 万円	28 万円

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和63年3月1日から平成15年3月26日まで

ねきん定期便で確認した厚生年金保険料額と給与明細の厚生年金保険料控除額が相違しており、会社が多く控除しているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、当該期間①については、請求者が提出した給料支給明細書及びB銀行が提出した取引明細により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、請求期間のうち当該期間①の標準報酬月額については、請求者が提出した給料支給明細書及びB銀行が提出した取引明細により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

当該期間①の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄（当該期間①）	第二欄	第三欄
平成4年4月	18万円	22万円
平成4年5月から同年7月まで	18万円	20万円
平成4年8月	18万円	22万円
平成4年9月	18万円	20万円
平成4年10月	19万円	20万円
平成4年11月	19万円	22万円
平成4年12月及び平成5年1月	19万円	20万円
平成5年2月	19万円	24万円
平成5年3月から同年6月まで	19万円	20万円
平成5年7月から同年9月まで	19万円	22万円
平成5年10月	20万円	22万円
平成5年11月及び同年12月	20万円	24万円
平成6年1月から同年9月まで	20万円	22万円
平成6年10月、平成7年7月から平成8年9月まで	22万円	24万円
平成10年3月及び同年4月、同年6月から同年9月まで	24万円	26万円
平成11年1月、同年3月、同年9月から平成12年3月まで、同年9月	26万円	28万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険

料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間①について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間のうち、平成6年11月から平成7年6月まで、平成8年10月から平成10年2月まで、同年5月、同年10月から同年12月まで、平成11年2月、同年4月から同年8月まで、平成12年4月から同年8月まで、同年10月から平成15年2月までの期間(以下「当該期間②」という。)については、請求者の所持する給料支給明細書及びB銀行が提出した取引明細より確認又は推認できる厚生年金保険料額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額、あるいは、本来の報酬月額に基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による記録訂正は認められない。

3 請求期間のうち、当該期間①及び②を除く期間(昭和63年3月から平成4年3月まで。以下「当該期間③」という。)については、請求者は、給料支給明細書を所持していない旨、A社は、請求者の請求期間に係る賃金台帳、源泉徴収簿等の資料を保管していない旨、請求者の請求期間における住所地であるC市は、保存年限経過のため請求期間に係る課税資料はない旨、それぞれ回答又は陳述している。

また、B銀行が提出した請求者の取引明細からは、当該期間③に係る各月の支給総額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の当該期間③に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の当該期間③について、その主張する標準報酬月額に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100027 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100037 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 22 年 8 月の標準賞与額 30 万円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 8 月

事業主が賞与支払届を失念していたため、賞与の記録がない。調査の上、賞与の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した請求者の請求期間に係る源泉徴収簿及び請求期間当時、同社に勤務していた同僚が提出した自身のパソコンに保管していた給与明細一覧によると、請求者は、平成 22 年 8 月 5 日に同社から 30 万円の賞与を支給され、それに見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認されることから、平成 22 年 8 月の標準賞与額（30 万円）については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 22 年 8 月の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100028 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100038 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 22 年 8 月の標準賞与額 50 万円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 8 月

事業主が賞与支払届を失念していたため、賞与の記録がない。調査の上、賞与の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した請求者の請求期間に係る源泉徴収簿及び請求期間当時、同社に勤務していた同僚が提出した自身のパソコンに保管していた給与明細一覧によると、請求者は、平成 22 年 8 月 5 日に同社から 50 万円の賞与を支給され、それに見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認されることから、平成 22 年 8 月の標準賞与額（50 万円）については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 22 年 8 月の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。